

## 北海道産業振興条例のあり方（内容見直しの方向性）

## 1. 条例制定の趣旨や基本的施策を見直すべきか

## 検討の視点

- ・「『企業立地の促進』と『中小企業の競争力強化』を基本とし、相乗的かつ一体的に推進する」という、全国で唯一となっている条例制定の趣旨は、現在の社会経済情勢においても、有効かつ適切なものとなっているか。
- ・条例に掲げる基本的施策は、現在の社会経済情勢においても、有効かつ適切なものとなっているか。

## ＜条例に掲げる基本的施策＞

- （１）企業立地及び道内の中小企業の取引参入の一体的促進
- （２）人材の育成及び確保
- （３）中小企業の経営の革新及び産業技術開発の促進
- （４）中小企業の国内外における販路等の拡大
- （５）創業等の促進
- （６）産学官及び産業間の連携の促進

- 道が実施したアンケート調査や自動車関連産業の動向を踏まえると、条例が目指す「企業立地の促進」と「中小企業の競争力強化」の一体的・相乗的効果が出つつある状況にあり、施策の基本方針に従い、今後も道内需要の確保や域内循環の促進等に一層、取り組んでいく必要がある。
- 本道への企業立地を促進していくためには、これまでの取組に加え、多様化するリスク分散による企業立地の動きを取り込むとともに、人口減少社会を迎えた本道の状況を踏まえ、地域での雇用の受け皿づくりを意識した取組を進めていくことが重要。
- 道内企業においては、新製品・新技術開発、販路開拓、人材育成・確保が経営課題となっており、条例に掲げる基本的施策は現在も有効かつ適切と考えられる。
- 人口減少や少子高齢化の進行といった社会経済情勢の変化に伴い、顕在化している有効求人倍率の上昇や労働力不足に対応するためには、企業の立地や道内中小企業への支援を通じて、経済の活性化及び雇用の機会を創出する必要がある、条例制定の趣旨及び基本的施策は、現在の社会経済情勢においても、なお有効かつ適切と考えていることから、条例本文の改正は行わない。

## 2. 条例に基づく助成措置等を見直すべきか

### 検討の視点

- ・現在の社会経済情勢において、新たに追加すべき助成措置はないか。
- ・効果が上がっていない等の理由で、見直すべき助成措置はないか。

〈条例に基づく助成措置〉 ※ 助成措置は条例施行規則で規定

- (1) 企業立地促進費補助金
- (2) 中小企業競争力強化促進事業費補助金
  - ① マーケティング支援事業
  - ② アドバイザー等招へい支援事業
  - ③ 産業人材育成支援事業
  - ④ 産学連携等研究開発支援事業
  - ⑤ 市場対応型製品開発支援事業

- 企業立地の促進と中小企業の競争力強化を一体的・相乗的に推進するため、顕在化している人手不足や縮小する道内需要といった社会経済情勢の変化を踏まえ、次のとおり助成措置の見直し（スクラップ&ビルド）を検討する。

### 【条例施行規則の改正】

#### 〈企業立地促進費補助金〉

- ・人手不足に配慮した増設の雇用増に係る補助要件の緩和
- ・本社機能移転事業における助成内容等の拡充

#### 〈中小企業競争力強化促進事業費補助金〉

- ・人材確保に資する支援策の検討
- ・省力化・生産性向上に資する支援策の検討
- ・産業人材育成支援事業における補助対象経費拡大（幅広い研修等）
- ・市場対応型製品開発事業等における補助対象経費拡大（製造に係る機械装置費・直接人件費）
- ・マーケティング支援事業における補助対象経費拡大（海外展開支援のための通訳費等）
- ・補助率や補助上限額のあり方を検討

## 【要綱・運用による改善】

### 〈中小企業競争力強化促進事業費補助金〉

#### ①対象経費等

- ・アドバイザー等招へい支援事業における利用条件の緩和
- ・産業人材育成支援事業における利用条件の緩和

#### ②周知方法

- ・事業利用促進のため、金融機関、産業支援機関及び商工会議所等と連携した事業周知の強化
- ・道庁自らが企業訪問等の機会を活用し積極的に周知
- ・計画的・効果的な公募時期の設定

## 3. 見直しの時期

- 平成29年度中の実施に向けて、庁内での検討を進める。
- ただし、「中小企業競争力強化促進事業」は、平成30年度に終了する「北海道中小企業応援ファンド」を活用して実施している事業があるため、ファンドの存廃と一体的に、あり方を検討する必要があり、庁内整理を行ったうえで、対応時期を設定。